

令和3年9月3日

令和3年第2回登米市議会定例会  
9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同意第6号	監査委員選任につき同意を求めることについて	5
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	10
諮問第10号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	11
報告第16号	継続費精算報告について	12
報告第17号	令和2年度登米市健全化判断比率の報告について	14
報告第18号	令和2年度登米市資金不足比率の報告について	15
報告第19号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	16
報告第20号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	18
報告第21号	放棄した債権の報告について	19
報告第22号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	21
報告第23号	株式会社いしこしの経営状況について	22
報告第24号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	23
報告第25号	登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について	24
議案第68号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第69号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第70号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊

議案第71号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第72号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第73号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第74号	登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	25
議案第75号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	28
議案第76号	登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について	29
議案第77号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	30
議案第78号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	31
議案第79号	登米市過疎地域持続的発展計画の策定について	34
認定第1号	令和2年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	35
認定第2号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第3号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第4号	令和2年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	38
認定第5号	令和2年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	39
認定第6号	令和2年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
認定第7号	令和2年度登米市水道事業会計決算認定について	41
認定第8号	令和2年度登米市下水道事業会計決算認定について	42
認定第9号	令和2年度登米市病院事業会計決算認定について	43
認定第10号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	44

## 同意第6号

### 監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	千葉 良悦
住 所	登米市米山町

## 諮問第5号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	瀬戸 栄典
住所	登米市中田町

## 諮問第6号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	及川 さよ子
住 所	登米市中田町

## 諮問第7号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	佐々木 裕見子
住 所	登米市豊里町



## 諮問第8号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	千葉 祐宏
住所	登米市石越町

## 諮問第9号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	加藤 弘子
住所	登米市南方町

## 諮問第 10 号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	堀田 耕平
住 所	登米市津山町

## 報告第 16 号

### 継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和2年度に終了した登米市一般会計予算の継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和2年度 登米市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源				
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		
3	2	民生費 児童福祉費 備事業(仮称)豊里こども園整備	令和元年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			120,801,000		114,700,000	6,101,000	66,881,300		63,500,000	3,381,300	53,919,700		51,200,000	2,719,700			
			令和2年度	521,379,000		504,500,000	16,879,000	575,298,700		555,700,000	19,598,700	△53,919,700		△51,200,000	△2,719,700		
	計	642,180,000		619,200,000	22,980,000	642,180,000	0	619,200,000	22,980,000								
8	6	土木費 住宅費 市営住宅建替事業	令和元年度	103,433,000	51,716,000	51,700,000	17,000	56,980,000	28,490,000	28,500,000	△10,000	46,453,000	23,226,000	23,200,000	27,000		
			令和2年度	74,316,000	37,158,000	37,100,000	58,000	120,769,000	60,384,000	60,300,000	85,000	△46,453,000	△23,226,000	△23,200,000	△27,000		
			計	177,749,000	88,874,000	88,800,000	75,000	177,749,000	88,874,000	88,800,000	75,000						

## 報告第 17 号

### 令和 2 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊谷盛廣

(単位：%)

健全化判断比率	令和 2 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.98
連結実質赤字比率	—	16.98
実質公債費比率	7.2	25.0
将来負担比率	82.9	350.0

#### 備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

## 報告第 18 号

### 令和 2 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊谷盛廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	9.4
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が 20% 以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

## 報告第 19 号

### 登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について

令和 3 年 8 月 3 日、登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 3 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 報告第 20 号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和3年8月10日	令和3年4月26日、登米市迫町新田字沼崎地内の市道において、相手方車両が通行した際、車道に生じていた舗装路面の穴にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの	20,705円 その余の請求を 放棄

## 報告第 21 号

### 放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊谷盛廣

### 債権放棄調書

債権放棄年月日：令和 3 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 2 年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 1 号該当 (生活困窮)	12 人	53 件	135,166 円	時効 2 年  合計人数のうち 実人数は 11 人
	平成 20 年度	1 人	8 件	34,245 円	
	平成 21 年度	1 人	4 件	10,281 円	
	平成 22 年度	1 人	3 件	11,900 円	
	平成 23 年度	3 人	16 件	32,015 円	
	平成 24 年度	1 人	4 件	8,540 円	
	平成 26 年度	4 人	14 件	28,681 円	
	平成 27 年度	1 人	4 件	9,504 円	
	第 2 号該当 (免責)	3 人	8 件	84,085 円	
	平成 26 年度	1 人	4 件	5,760 円	
	平成 29 年度	2 人	4 件	78,325 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	8 人	21 件	107,470 円	
	平成 21 年度	1 人	5 件	11,725 円	
平成 24 年度	3 人	3 件	5,600 円		

	平成 25 年度	4 人	13 件	90,145 円	
	計	23 人	82 件	326,721 円	

債権放棄年月日：令和 3 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 2 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 2 号該当 (免責)	1 人	12 件	54,000 円	時効 2 年  合計人数のうち 実人数は 2 人
	平成 25 年度	1 人	12 件	54,000 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	1 人	2 件	7,875 円	
	平成 24 年度	1 人	2 件	7,875 円	
	計	2 人	14 件	61,875 円	

債権放棄年月日：令和 3 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 2 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 1 号該当 (生活困窮)	3 人	9 件	73,640 円	時効 3 年  合計人数のうち 実人数は 3 人
	平成 17 年度	1 人	2 件	17,640 円	
	平成 20 年度	1 人	3 件	20,620 円	
	平成 21 年度	1 人	4 件	35,380 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	1 人	1 件	40,520 円	
	平成 26 年度	1 人	1 件	40,520 円	
	計	4 人	10 件	114,160 円	

## 報告第 22 号

### 公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第 23 号

### 株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第24号

### 株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第 25 号

### 登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の結果を別冊のとおり報告する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣



## 議案第 74 号

### 登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって登米市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受ける

ものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1) 製造業又は旅館業 500 万円（資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものにあつては 2,000 万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円  
（課税免除の期間）

第 3 条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 か年度とする。

（課税免除の申請）

第 4 条 第 2 条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した課税免除申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 課税免除を受けようとする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 取得等をした特別償却設備の概要
- (3) 課税免除を受けようとする年度
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（課税免除の措置）

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上課税免除の処分を決定し、その旨を固定資産税の課税免除を受けようとする者に通知しなければならない。

（課税免除の取消し）

第 6 条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効前に取得等をした特別償却設備に対する固定資産税の課税免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(登米市企業立地促進条例の一部改正)

- 4 登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 号中「登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年登米市条例第 70 号）」を「登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年登米市条例第 号）」に改める。

## 議案第 75 号

### 登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 9 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 28 条第 1 項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の手数料の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 76 号

### 登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例 について

登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例  
登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（預かり保育料の額）

第2条 預かり保育料の額は、日額450円とする。ただし、園児の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である保護者を含む世帯である場合は、無料とする。

第6条の見出し中「減免」を「免除」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 77 号

### 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 78 号

### 登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出について

は、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。



6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 79 号

### 登米市過疎地域持続的発展計画の策定について

登米市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第1号

### 令和2年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第2号

### 令和2年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第3号

### 令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第4号

### 令和2年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第5号

### 令和2年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第6号

### 令和2年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣



## 認定第7号

### 令和2年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 認定第8号

### 令和2年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 認定第9号

### 令和2年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 認定第10号

### 令和2年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

登米市長 熊谷盛廣